

健生発 0310 第 10 号
令和 7 年 3 月 10 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

「ふぐ処理者の認定基準について」の一部改正について

ふぐ処理者の認定基準については、令和元年10月31日付け生食発1031第6号（以下「通知」という。）において示しているところです。通知において、栄養士については、水産食品の衛生に関する知識に係る試験を省略可能としています。

栄養士法（昭和22年法律第245号）により、管理栄養士国家試験を受ける上では、栄養士であることが求められていましたが、今般、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和6年法律第53号）による栄養士法の改正により、管理栄養士養成施設の卒業者は、栄養士免許を受けた者でなくとも、管理栄養士国家試験を受けることができることとされました（令和7年4月1日施行）。

この改正を踏まえ、通知を別紙のとおり改正しますので、その取扱いについてご留意いただくようお願いします。

「ふぐ処理者の認定基準について」（令和元年 10 月 31 日付け生食発 1031 第 6 号）の一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

新	旧
(略) 記 1 ～ 3 略 4 見直し状況の確認について 都道府県等におけるふぐ処理者の認定要件の見直しを行った場合には、厚生労働省<u>健康</u>・生活衛生局食品監視安全課（以下「食品監視安全課」という。）に報告すること。 また、令和 3 年度を目途に、必要に応じて都道府県等におけるふぐ処理者の認定要件の見直し状況及び都道府県等間のふぐ処理者の受入状況について調査する予定であること。なお、見直し状況等については食品監視安全課において公表予定であること。 5 略 (別添) I 水産食品の衛生に関する知識（学科）	(略) 記 1 ～ 3 略 4 見直し状況の確認について 都道府県等におけるふぐ処理者の認定要件の見直しを行った場合には、厚生労働省<u>医薬</u>・生活衛生局食品監視安全課（以下「食品監視安全課」という。）に報告すること。 また、令和 3 年度を目途に、必要に応じて都道府県等におけるふぐ処理者の認定要件の見直し状況及び都道府県等間のふぐ処理者の受入状況について調査する予定であること。なお、見直し状況等については食品監視安全課において公表予定であること。 5 略 (別添) I 水産食品の衛生に関する知識（学科）

項目	到達目標	内容等	項目	到達目標	内容等
水産食品に関する衛生法規	水産食品に関する法令を理解している。	食品衛生法（昭和22年法律第233号）の概要、食品衛生法第51条に基づく施設基準、食品衛生法第50条第2項に基づく管理運営基準、食品衛生法第11条に基づく規格基準等	水産食品に関する衛生法規	水産食品に関する法令を理解している。	食品衛生法（昭和22年法律第233号）の概要、食品衛生法第51条に基づく施設基準、食品衛生法第50条第2項に基づく管理運営基準、食品衛生法第11条に基づく規格基準等
水産食品の衛生学	水産食品の衛生に関する一般知識を理解している。	食品事故、食品の取扱い、施設の衛生管理、自主管理等	水産食品の衛生学	水産食品の衛生に関する一般知識を理解している。	食品事故、食品の取扱い、施設の衛生管理、自主管理等
注）水産食品の衛生に関する知識は、試験で確認することを原則とするが、食品衛生責任者又は以下の食品衛生責任者養成講習会の受講の免除要件に該当する者（受講又は受験の資格とする場合を含む。）については省略可能とする。 ＜食品衛生責任者養成講習会の受講の免除要件に該当する者＞ ① 食品衛生法に基づく資格（食品衛生監視員、食品衛生管理者）を取得するための要件を満たす者 ② その他衛生関係法規に基づく資格を有する者（栄養士、<u>管理</u>			注）水産食品の衛生に関する知識は、試験で確認することを原則とするが、食品衛生責任者又は以下の食品衛生責任者養成講習会の受講の免除要件に該当する者（受講又は受験の資格とする場合を含む。）については省略可能とする。 ＜食品衛生責任者養成講習会の受講の免除要件に該当する者＞ ① 食品衛生法に基づく資格（食品衛生監視員、食品衛生管理者）を取得するための要件を満たす者 ② その他衛生関係法規に基づく資格を有する者（栄養士、調理		

栄養士又は調理師)

Ⅱ～Ⅲ 略

師)

Ⅱ～Ⅲ 略